在宅療養者の日常生活を支える取組「リハビリ相談」実施フロー

主に要介護認定を受けた方に対して、**リハビリ専門職が介護支援専門員と同行訪問等を行い、適切なサービスの利用に繋がる助言指導等を行います**

入院生活で足腰が弱くなった
手すりがなくて昇り降りが辛い
どんなリハビリを
受けたらいいのか
リハビリって何ができるのか

対象者

※要介護認定者
（目安：要介護3-5）

かかりつけ医
又は郡市医師会

事務局はかかりつけ医の指示・助言が必要な場合、事前に相談

連　携

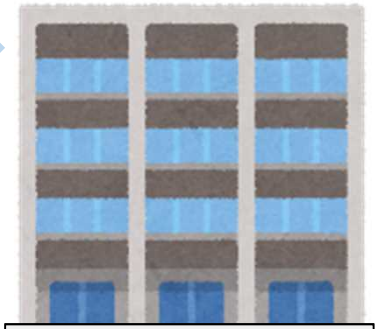

事務局
（県リハビリ専門職協会）

②実施依頼

事務局は内容に適した専門職及び日程を調整関係者に連絡する

地域リハ・ステーション
（医療機関・介護事業所等）

④実施報告

指定機関は実施日から30日内に「実績報告」を事務局に提出する

③助言指導

リハビリ専門職は心身機能の改善や居住環境等の助言指導等を行い、必要に応じて、適切なサービスへ取次ぐ

※リハビリ専門職

＜主な支援内容＞

同行訪問

地域包括支援センター・居宅支援事業所

※介護支援専門員

バックアップ

①利用申請

連　携

①事前相談

・介護支援専門員は事前に利用希望を相談する（電話又はメール）

・相談後、利用の30日前までに「利用申請書」を提出する

県地域リハビリテーション支援センター
・広域支援センター

※治療行為ではなく、リハビリテーションの利用促進を目的とした助言指導等